

2023年5月24日

『公務員試験 最初でつまづかない民法Ⅱ』 訂正・追録表

(初版第1刷用)

【訂正】

- 30 ページ 例題1の本問のポイント! 選択肢3の4行目 (初版第2刷で訂正予定)  
誤: 債権者が債務者に…  
正: 債務者が債権者に…
  
- 56 ページ 側注「不特定物の場合」の5行目 (初版第2刷で訂正予定)  
誤: ただ, 特定物であっても, …  
正: ただ, 不特定物であっても, …
  
- 58 ページ 例題5の本問のポイント! 最終行 (初版第2刷で訂正予定)  
誤: 本問の正答は3です。 正答 3  
正: 本問の正答は2です。 正答 2
  
- 69 ページ 本文の下から3行目 (初版第2刷で訂正予定)  
誤: 第三債務者Bとして…  
正: 第三債務者Cとして…
  
- 252 ページ 図中B (初版第2刷で訂正予定)  
誤: 伯父の妻  
正: 伯父の妻の姉
  
- 252 ページ 側注「親族と親類・親戚の違い」12-13行目 (初版第2刷で訂正予定)  
誤: 伯父の妻  
正: 伯父の妻の姉

【追録】

令和6年4月1日から施行される民法改正法のうち、懲戒権に関してはすでに施行されているため、下記を修正します。

- 270 ページ 側注「親権の制限」12 行目以降を下記に差し替える(初版第 2 刷で訂正予定)  
親権の停止は平成 23 年(2011 年)の法改正で新設された制度ですが、児童虐待問題に対応するため、令和 4 年に、さらに民法の一部が改正され、親の懲戒権を定めた旧 822 条の規定が削除されました(現 822 条は別の規定になっています。この改正は令和 4 年 12 月 16 日から施行されています)。

以上  
株式会社 実務教育出版